

第2期防府市中小企業振興基本計画

令和5年(2023年)4月

防府市

目 次

基本的事項	1
1 基本計画の趣旨	
2 基本計画の位置づけ	
3 計本計画の計画期間	
4 中小企業・小規模企業の定義	
中小企業振興施策の基本の方針	3
1 基本計画の方針	
現状と課題	4
1 中小企業を取り巻く現状	
2 中小企業の課題	
中小企業振興に向けた施策	7
1 基本施策	
(1) 産業基盤の強化	
(2) カーボンニュートラルの推進	
(3) デジタル化の推進	
2 中小企業・小規模企業の振興施策	
(1) 創業の支援	
(2) 中小企業の成長支援	
(3) 人財の確保・定着支援	
(4) 労働環境の向上	
(5) 市街地の活性化による中小企業の振興	
中小企業の振興に関し、市が総合的かつ計画的に推進するために 必要な事項	12
1 小規模企業者への特段の配慮	
2 消費税転嫁をはじめとした取引適正化への対応	
3 SDGs（持続可能な開発目標）の理念に沿って推進	
基本計画の推進体制	13
1 基本計画の推進組織	
2 公表	

基本的事項

1. 基本計画の趣旨

「防府市中小企業振興基本計画」（以下「本計画」という。）は、「防府市中小企業振興基本条例」（以下「条例」という。）に掲げる基本理念及び基本的施策に基づき、市、中小企業者、中小企業関係団体、金融機関及び市民が一体となって、中小企業の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図ることを目的として策定するものです。

前基本計画（計画期間：平成28年度～令和2年度）では、令和2年からの新型コロナウイルス感染症の拡大により、市内の中小企業等が大きな影響を受けたことから、緊急事態に対応するため、新型コロナウイルス関連対策を追加するとともに、令和4年度まで計画期間を延長した「防府市中小企業振興基本計画（暫定版）」を策定し、様々な施策を実施してきました。

コロナ禍が長期化する中、加速されたデジタル化等、中小企業者等を取り巻く環境が目まぐるしく変化しており、新産業の掘り起こしや持続可能な経営基盤の構築など、中小企業等の成長段階に応じたきめ細やかな施策を展開することやアフターコロナを見据えた長期的な構造転換が今後さらに求められています。

また、令和3年6月に、国において、「2050年カーボンニュートラルに伴うグリーン成長戦略」が策定され、本市では、第5次防府市総合計画（計画期間：令和3年度～令和7年度）に基づき、中小企業振興施策、脱炭素社会に向けた地球温暖化対策等の取り組みを行っているところです。

昨今、原油や穀物等の国際価格が高い水準で推移しており、さらに、円安の進行による輸入物価の上昇などが物価を押し上げ、今後も感染症の再拡大やウクライナ情勢の長期化などに伴う原油価格・物価の高止まりや更なる高騰の可能性があることを指摘されています。このため、国の動向等を注視するとともに、市内の経済情勢などを的確に把握し、今後の状況変化に中小企業支援団体、金融機関等が一体となって、迅速に対応していくことが重要です。

これらを踏まえ、中小企業の成長発展・事業継続に向けた振興施策を「第2期防府市中小企業振興基本計画」により、進めてまいります。

2. 基本計画の位置づけ

第2期防府市中小企業振興基本計画は、「中小企業基本法」、本市の中小企業振興の方向性を定めた「防府市中小企業振興基本条例」、上位計画である「第5次防府市総合計画」等を踏まえ、中小企業の自主的な経営改善や地域の雇用の確保、付加価値向上を図っていくことを促進し、市民の皆様には、本市における中小企業振興の重要性を広く認識していただくことを目的としています。

中小企業基本法・中小企業憲章・小規模企業振興基本法等

第5次防府市総合計画
(計画期間：令和3年度～令和7年度)

防府市中小企業振興基本条例
(平成27年3月31日制定)

基本理念（第3条）

- 一 中小企業者の創意工夫及び自主的な努力が促進されること。
- 二 本市の地域特性を踏まえること及び本市の地域資源の活用が図られること。
- 三 経済の地域内循環が図られること。
- 四 市、中小企業者、中小企業関係団体、大企業者、金融機関及び市民の協働が図られること。

第2期防府市中小企業振興基本計画（計画期間：令和5年度～令和7年度）

3. 基本計画の計画期間

本計画の期間は、上位計画である「第5次防府市総合計画」と整合を図るため、令和5年度（2023年度）から令和7年度（2025年度）までの3年間とします。ただし、社会情勢等を勘案し必要に応じて見直しを行います。

4. 中小企業・小規模企業の定義

本計画においては、以下のとおり定義します。

- (1) 中小企業 中小企業基本法第2条第1項各号に規定するもの
- (2) 小規模企業 中小企業基本法第2条第5項各号に規定するもの

中小企業基本法上の類型	中小企業者 (下記のいずれかを満たすこと)		小規模企業者 常時使用する従業員の数
	資本金の額又は出資の総額	常時使用する従業員の数	
製造業、建設業、運輸業、その他（下記業種を除く）	3億円以下	300人以下	20人以下
卸売業	1億円以下	100人以下	5人以下
サービス業	5千万円以下	100人以下	5人以下
小売業	5千万円以下	50人以下	5人以下

中小企業振興施策の基本的方針

1. 基本計画の方針

本計画は、中小企業の振興推進に当たって、条例第10条『施策の基本的方針』に掲げる事項を基本として中小企業振興施策を推進します。

- (1) 中小企業者の経営の革新、創業及び承継に関すること。
- (2) 中小企業者の創造的な事業活動に関すること。
- (3) 中小企業者の経営資源の確保に資するため、施設又は設備導入並びに事業活動に有用な技術及び知識の向上に関すること。
- (4) 中小企業者の情報発信の促進及び販路の拡大に関すること。
- (5) 中小企業者の交流及び連携の推進並びに事業の共同化のための組織の整備に関すること。
- (6) 中小企業者の産業集積の活性化に関すること。
- (7) 中小企業者の従業員の雇用環境の整備、雇用の維持及び創出並びに人材の育成に関すること。
- (8) 中小企業者の資金調達の円滑化に関すること。

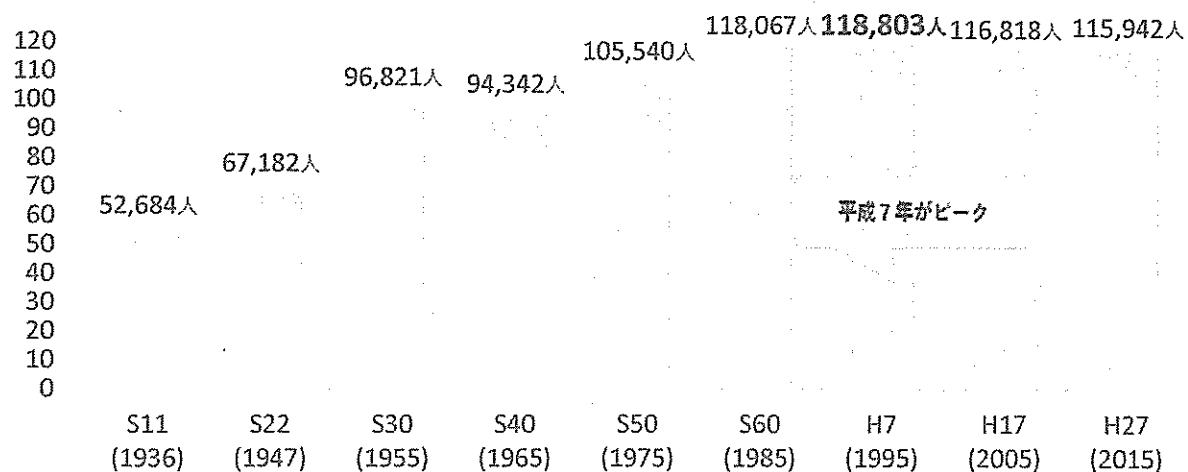
現状と課題

1. 中小企業を取り巻く現状

(1) 本市の人口推移及び将来推計人口

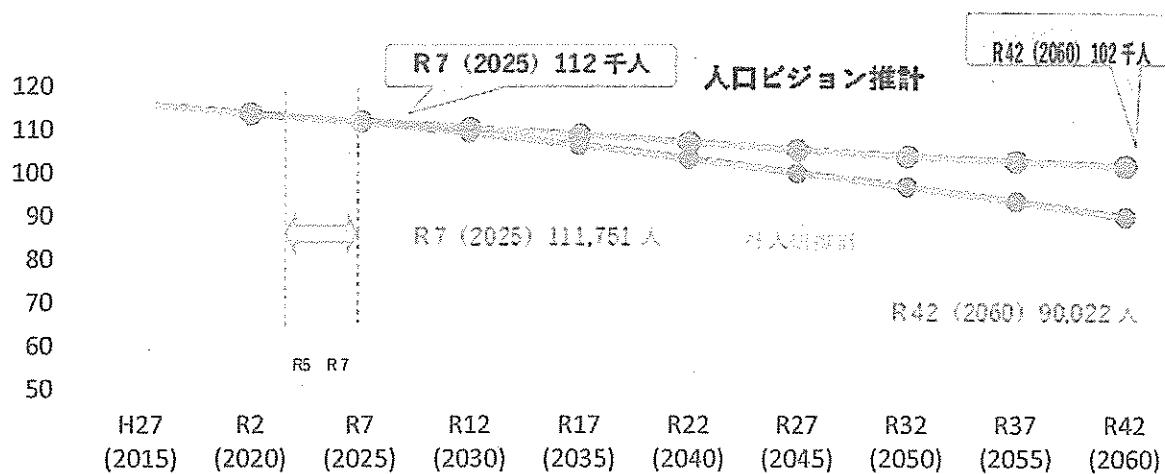
国立社会保障・人口問題研究所（以下「社人研」という。）が平成30年に公表した推計に基づくと、本市の将来人口は、令和42年（2060年）に約9万人に減少すると見込まれます。一方、防府市人口ビジョンにおいては、出生率の向上や若者の社会減に歯止めをかけることなどにより、将来にわたって人口10万人を維持することを目指しています。

■人口の推移

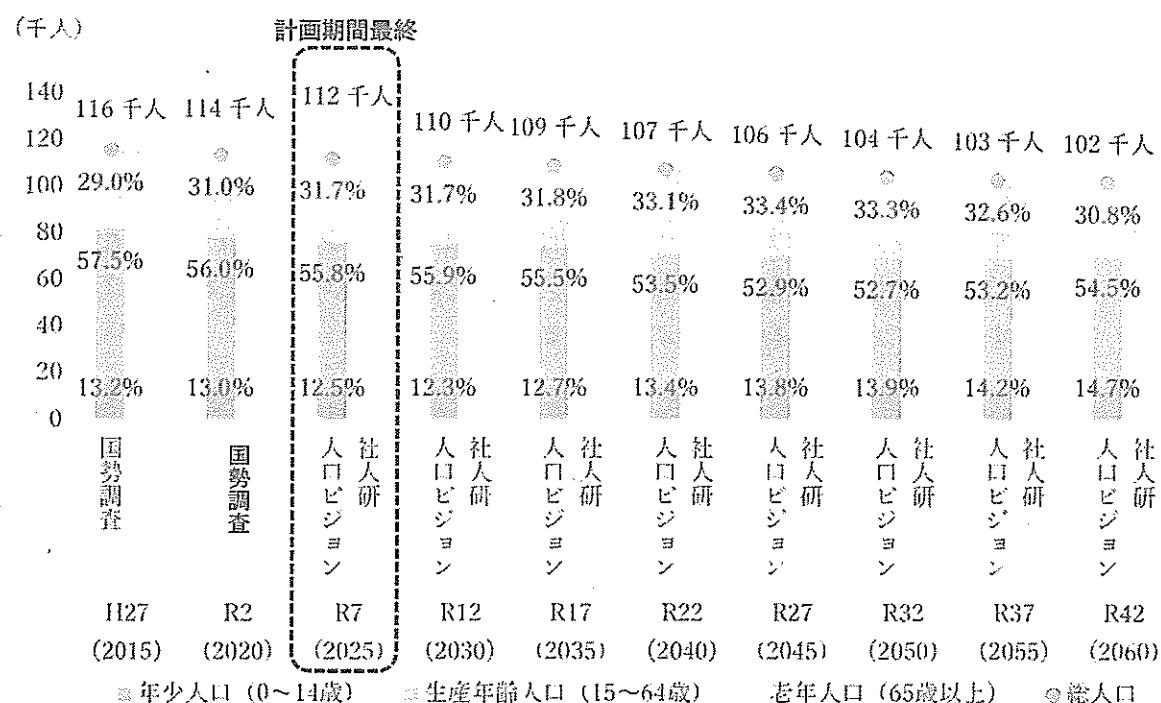


出典：防府市市勢要覧

■人口の将来展望



■年齢3区分別人口構成比



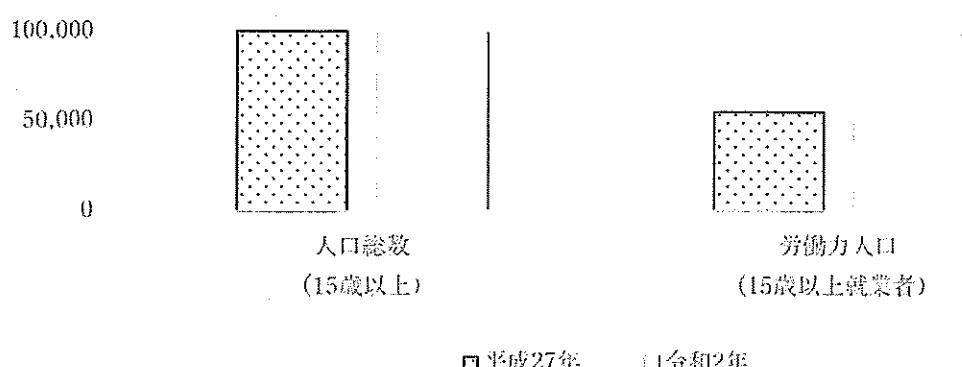
（参考）平成27年と令和2年の比較

出典：国勢調査、厚生労働省統計情報システム

（2）労働力状態の推移

本市の労働力状態（15歳以上の人口）及び労働力人口（15歳以上の就業者）は、平成27年の国勢調査では、100,282人のうち55,142人（男性31,092人、女性24,050人）であり、令和2年の国勢調査では、98,310人のうち54,241人（男性29,856人、女性24,385人）であるため、労働力率からみると、55.0%から55.2%とほぼ横ばいで推移していますが、将来的には、総人口の減少に伴い、労働力人口も減少していくことが想定されます。

■労働力状態の推移



※15歳以上人口総数には、労働力状態「不詳」含む。

※労働力率＝「労働力人口」 ÷ 「15歳以上人口総数」

出典 国勢調査

(3) 産業分類別の従業者数

業種	平成27年		令和2年	
	従業員数	構成比(%)	従業員数	構成比(%)
全体(公務除く)	50,704		49,982	
一次産業	1,374	2.7	1,324	2.6
農林漁業	1,374	2.7	1,324	2.6
二次産業	17,118	33.8	16,914	33.8
鉱業、採石業、砂利採取業	7	0.0	7	0.0
建設業	4,534	8.9	4,366	8.7
製造業	12,577	24.8	12,541	25.1
三次産業	32,212	63.5	31,744	63.5
電気・ガス・熱供給・水道業	294	0.6	271	0.5
情報通信業	433	0.9	348	0.7
運輸業、郵便業	3,202	6.3	3,175	6.4
卸売業、小売業	8,304	16.4	7,889	15.8
金融業、保険業	989	2.0	915	1.8
不動産業、物品販賣業	639	1.3	661	1.3
学術研究、専門・技術サービス業	1,177	2.3	1,170	2.3
宿泊業、飲食サービス業	2,274	4.5	2,208	4.4
生活関連サービス業、娯楽業	1,948	3.8	1,754	3.5
教育、児童支援業	2,298	4.5	2,357	4.7
医療、福祉	7,323	14.4	7,858	15.7
複合サービス業	562	1.1	498	1.0
サービス業(他に分類されたないもの)	2,769	5.5	2,640	5.3

※公務(他に分類されるものを除く)、分類不能産業を除く。

出典 国勢調査

2. 中小企業の課題

- (1) 人口減少社会が到来し、地域経済の縮小化やICT(情報通信技術)の発達・普及、社会経済活動のグローバル化の中で、中小企業を取り巻く環境はめまぐるしく変化しており、IoT(モノのインターネット)、EC(電子商取引)、キャッシュレス決済など、デジタル化をはじめとした経済社会の環境の変化に対応できる経営基盤の強化が必要です。
- (2) 地域経済に新たな活力をもたらすため、市内での創業促進を図ることや、既存事業者の新分野への取り組みや第二創業など、新たな事業展開に取り組むことが重要です。
- (3) 経営者の高齢化が進む中、後継者不在により経営者等が培ってきた経営資源や技術が失われることがないよう、円滑な事業承継への支援が必要です。
- (4) 少子高齢化の進展により生産人口が減少する中、学生の市外流出などの要因により、市内中小企業にとって人財確保が困難な状況になっています。このほか、女性や高齢者、障がい者などが活躍できるよう、就業機会の拡大や意欲・能力を発揮できる環境を作り、多様な働き方を可能とすることが重要な課題となっています。
- (5) 防府市の魅力を活用し積極的な情報発信を行うとともに、中心市街地活性化を積極的に展開することで、「訪れたくなるまち防府」の創造を図り、地域経済の活性化に繋げていくことが重要です。

中小企業の振興施策

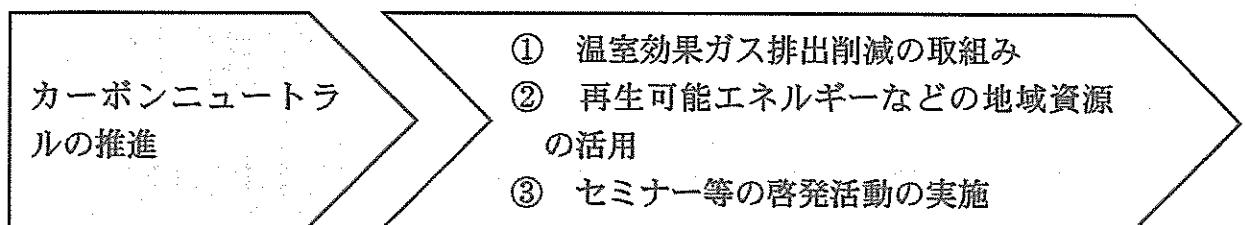
1. 基本施策

(1) 産業基盤の強化



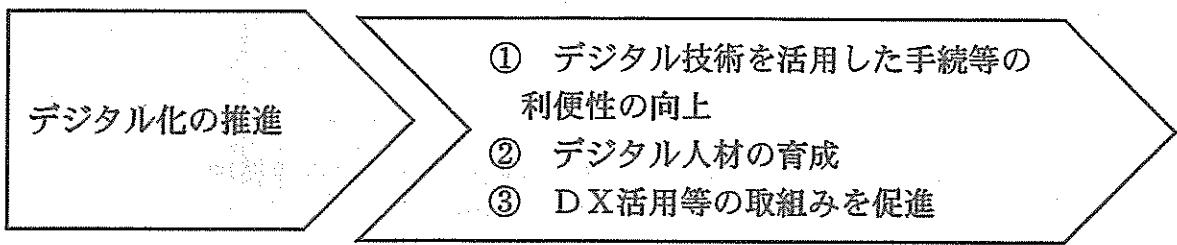
- ① 効率的な物流強化に向け、新たな道路網「防府・未来へのネットワーク構想」に基づく国道2号の拡幅や県道防府環状線などの幹線道路の整備を促進します。
- ② 重要港湾三田尻中関港の整備を促進し、効率的な物流強化を図ります。
- ③ 市道四ノ柳三ノ柳線、中関三ノ柳線の整備など、山口県をけん引する企業を誘致するための周辺環境を整えます。

(2) カーボンニュートラルの推進



- ① カーボンニュートラルの実現に向けて、市民、事業者、行政が一体となって温室効果ガス排出削減に取組み、持続可能な地域づくりにつなげます。
- ② カーボンニュートラルの実現に向けて、年間を通じて「ほうふCO₂削減キャンペーン」を実現し、CO₂削減を促進します。
- ③ カーボンニュートラルに関する様々な啓発活動を展開し、脱炭素社会に向けた取組みを支援します。

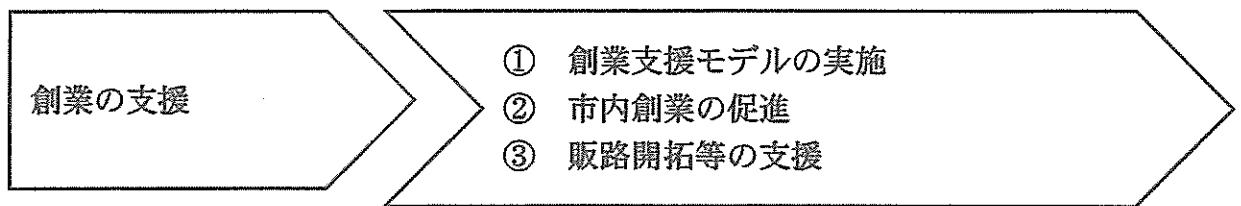
(3) デジタル化の推進



- ① マイナンバーカード制度を活用した行政手続きのオンライン化やデジタル技術を活用した各種手続きの簡素化などにより、利便性の向上を図ります。
- ② デジタル化推進に向けた啓発活動の展開や相談体制等の充実により、関係機関と連携して、デジタル人材の育成を後押しします。
- ③ 事業者等へのデジタル技術等のコンサルティングを行う「やまぐちDX推進拠点Y-BASE」等と連携し、DX活用等の取組みを促進します。

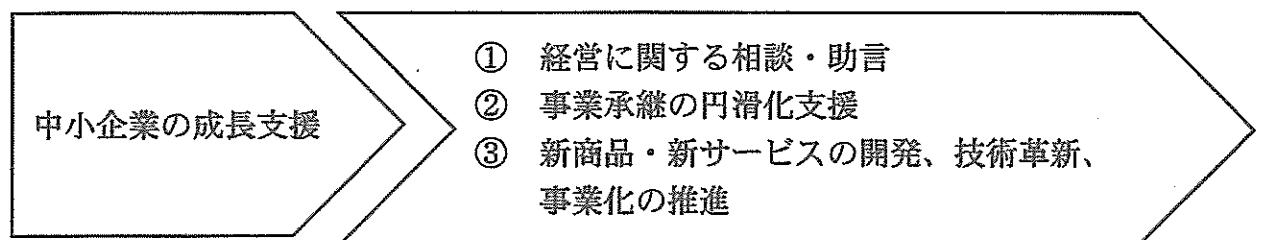
2. 中小企業の振興施策

(1) 創業の支援



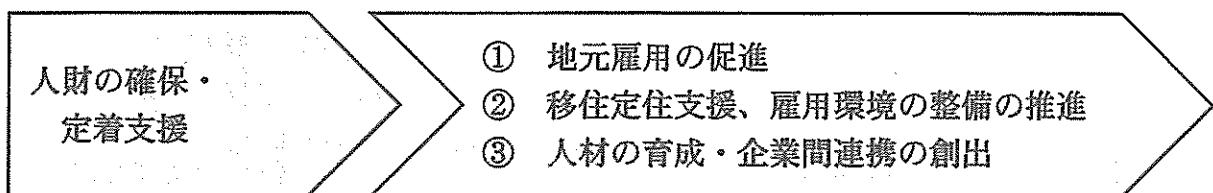
- ① 防府市創業・交流センターにおいて、関係団体等と連携し、創業しやすい環境整備と、創業準備から成長段階まできめ細やかな伴走支援を行います。
- ② 創業希望者等への各種支援及び創業塾等の関連事業を推進し、地域経済に新たな活力をもたらす市内での創業を促進します。
- ③ 創業希望者と市内事業者等の交流を促進し、新事業展開などの相乗効果を生み出す役割を果たすとともに、展示会への出展などによる販路開拓を支援します。

(2) 中小企業の成長支援



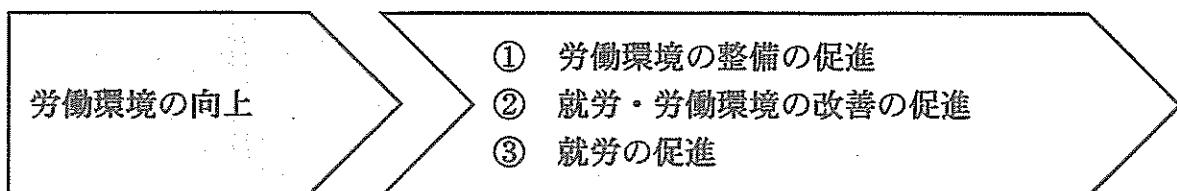
- ① 防府市創業・交流センターにおいて、事業者に寄り添ったワンストップ相談窓口を充実させ、中小企業振興施策情報の一元化と効果的な情報提供を行います。
- ② 中小企業者等が培ってきた経営資源や技術が失われることのないよう、関係機関等と連携し、市内中小企業者等の事業承継の支援に努め、経営資源の円滑な引き継ぎを支援します。
- ③ 人手不足や企業間競争の激化に対応し、生産性の向上や製品・サービス付加価値の向上を図るため、IoTやAI等をツールとして使った新しいビジネスの創出や設備投資、高度IT技術の導入等、経営基盤強化のための各種支援や、経営相談・指導の充実を図り、各種制度の円滑な活用につなげます。

(3) 人材の確保・定着支援



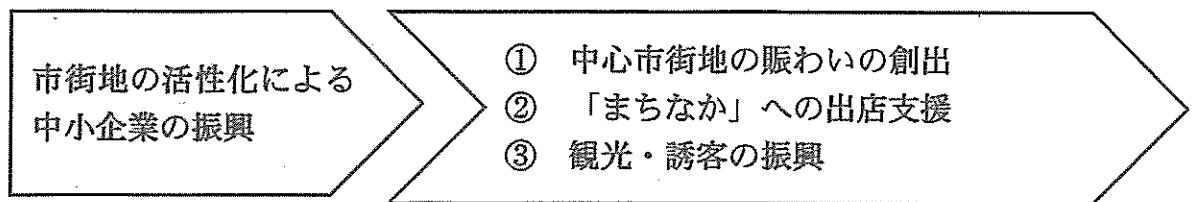
- ① 学生等に向けた市内産業の魅力や市内事業所の情報紹介等により、市内事業所への理解を深め、魅力ある活躍の場があることを伝えることで、地元定着に向けた愛着意識を醸成します。
- ② 県や関係団体等と連携し、U J I ターンなどの移住就業支援や移住プロモーションなどによる移住・定住人口の獲得を図るとともに、子育て世代、高齢者など多様な人材が意欲・能力を存分に発揮できる雇用環境の整備を推進します。
- ③ 市内企業の従業員の知識の習得や技術、管理能力を図るための取組を支援するとともに、市内企業の優れた技術、情報を共有できる体制を整えた横展開を図ります。

(4) 労働環境の向上



- ① 山口しごとセンター・ハローワーク等と連携し、性別や年齢にかかわらず、多様な人材が活躍し、希望する仕事と生活の調和を実現できる働きやすい労働環境の整備を促進します。
- ② 労働局等の関係機関と連携し、勤労者の生活の安定を図るとともに、労働条件や安全衛生対策などの改善を促進します。
- ③ 職業訓練センター等と連携し、就業機会の拡大や求職者の能力向上を促進します。

(5) 市街地の活性化による中小企業の振興



- ① 笑顔満開通りを中心とした市街地の活性化を図るため、市道栄町藤本町線の整備、駅周辺駐車場の共通利用、ルルサス1階への文化センターの移転等を契機とした、にぎわいを創出する多様なイベントの開催を支援します。
- ② 道路整備や公有地への民間活力導入など、民間と行政が一体となって駅周辺の魅力と利便性の向上に取組み、事業者の出店を支援することで、便利で活気ある「まちなか」の創出を図ります。
- ③ 観光プロモーションの強化、各種イベントの開催により、観光客の増加を促し、地域経済の活性化に繋げます。

中小企業の振興に関し、市が総合的かつ計画的に推進するため に必要な事項

1 小規模企業者への特段の配慮

中小企業者の中でも、特に小規模企業者は、個人の技能や経験をもとに多様な事業を営んでおり、地域経済の重要な担い手となっています。その一方で、企業としての組織体制が整っておらず、環境変化に脆弱な面もあります。

小規模企業者の振興に当たっては、小規模企業者の円滑かつ着実な事業の運営が確保されるべく、特段の配慮を払うこととします。

2 消費税転嫁をはじめとした取引適正化への対応

企業が、公平公正な取引環境の中で、競争力を最大限発揮できることが重要であるため、小規模企業者についても、消費税の円滑かつ適正な転嫁に支障が生じないよう、必要な施策を講じるものとします。

3 S D G s（持続可能な開発目標）の理念に沿って推進

中小企業の振興においても、S D G s の理念に沿って持続可能な施策の推進が必要です。

- ・ S D G s の 1 7 の目標のうち中小企業の振興に該当する主な目標
 - 目標 8 【経済成長と雇用】
 - 目標 9 【インフラ、産業化イノベーション】
 - 目標 1 1 【持続可能な都市】
 - 目標 1 2 【持続可能な消費と生産】

基本計画の推進体制

1 基本計画の推進組織

基本計画を実行のあるものとして展開するため、毎年継続的に基本計画の進捗状況を管理することが極めて重要となります。本市の中小企業振興施策を調査審議するため、防府市中小企業振興会議を設置し、意見を聴きながら、基本計画の推進と検証を行っていきます。

2 公表

条例第14条の規定により、中小企業の振興に関する施策の実施状況を毎年度議会に報告し、また市民に公表する。この報告への意見や第5次防府市総合計画の成果指標を参考に、施策の効果を検証し、施策の見直しを図る仕組みを構築し、実践することとします。